

特定教育・保育施設の利用定員の変更について

1 利用定員の設定について

教育・保育施設（保育所・幼稚園・認定こども園）の設置にあたっては、認可基準の範囲内で施設及び事業所の認可定員を定めます。

市は、認可を受けた教育・保育施設について、施設型給付等の支給対象として確認する際に、給付の単価の基準となる利用定員を教育・保育給付認定区分（年齢区分）ごとに定めます。

市の確認を受けた教育・保育施設は特定教育・保育施設として位置づけられます。

施設・事業の種類	利用定員数	教育・保育給付認定区分
保育所	20 人以上	2 号・3 号
幼稚園	規定なし	1 号
認定こども園	20 以上	1 号・2 号・3 号

※3 号については、0 歳と 1～2 歳に区分

【支給認定区分】

1 号認定：満 3 歳以上の幼稚園等での教育標準時間認定を受ける小学校就学前子ども

2 号認定：3 歳以上の保育園等での保育（標準時間・短時間）認定を受ける小学校就学前子ども

3 号認定：3 歳未満の保育園等での保育（標準時間・短時間）認定を受ける子ども

2 利用定員の設定に関する留意事項

利用定員は、認可定員と一致させることを原則としつつ、実利用者の推移や今後の利用見込み等、地域の需要等を踏まえ認可定員の範囲内で、市で調整したうえで設定します。

3 利用定員の設定に関する意見聴取

利用定員の設定にあたっては、あらかじめ「子ども・子育て会議」において意見聴取を行う必要があります。（子ども・子育て支援法第 31 条第 2 項）

4 利用定員の変更案について

令和8年（2026年）4月から下記のとおり利用定員の設定を変更します。

【変更前】

【単位：人】

施設 区分	公私 区分	運営主体	施設名称	利 用 定 員					認可 定員
				1 号	2 号	3 号		合計	
						1~2歳	0 歳		
幼稚園	私	学校法人 井上学園	飯山中央幼稚園	60	－	－	－	60	120



【変更後】

【単位：人】

施設 区分	公私 区分	運営主体	施設名称	利 用 定 員 (案)					認可 定員
				1 号	2 号	3 号		合計	
						1~2歳	0 歳		
幼稚園	私	学校法人 井上学園	飯山中央幼稚園	50	－	－	－	50	120

【参考 園児数の推移】

年度	利用定員	4月園児数	3月末園児数
令和3年度（2021年度）	70人	37人	47人
令和4年度（2022年度）	60人	45人	49人
令和5年度（2023年度）	60人	45人	49人
令和6年度（2024年度）	60人	43人	52人
令和7年度（2025年度）	60人	43人	(44人)
令和8年度（2026年度）見込み		38人	